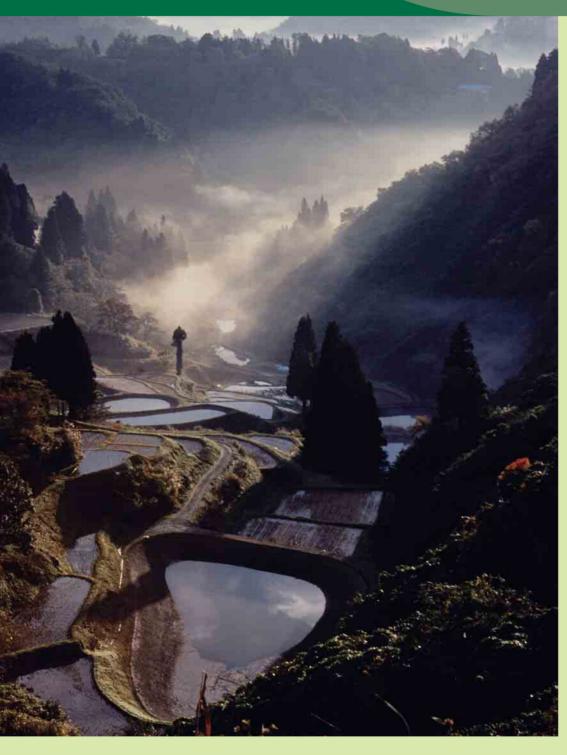
2006.



全国身体障害者総合福祉センター

特 集

スポーツトリノ冬季パラリンピックで見たこと見えたこと

障害者自立支援法に向けてI



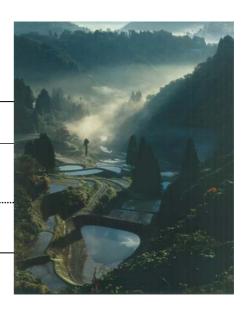


←これは、SPコードです。 専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力が可能です。詳細については巻末をご覧ください。

第20回障害者による写真全国コンテスト

特別賞 「夜明けの棚田」(新潟県山古志村) 島根県 川尻 欽士

このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第20回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より247点にのぼる素晴らしい作品の数々がよせられました。



目 次

2006年4-5月号 ■特集:障害者自立支援法に向けて I ~相談支援体制の整備~ 「相談支援体制の構築について」 ―― -----清水 剛一 1 「東松山市における総合相談支援の仕組み」 ――― ─ 曽根 直樹 4 「伊賀市障害者相談支援センター開設の取り組み」 ―――― ── 谷口 富美子 8 ■スポーツ ■最新行政情報 ■レクリエーション 「重度障害者へのレクリエーション・プログラムをつくる - 〈感覚の歓び〉を手がかりに-」----池 良弘 18 ■ライフサポート 「SPコード『紙が話す』 「社会保険Q&A I ---------- 髙橋 利夫 23 ■お知らせ

「全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ) 主催研修会

障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会 実施要綱」 ---- 24







相談支援体制の構築について

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 **清水 剛一**

1. はじめに

障害者自立支援法が目指す、「障害のある人が普通に暮らせる地域社会づくり」「自立と共生の地域社会づくり」を実現するためには、何をどう変える、あるいは充実させることがポイントになるのでしょうか。今回の改革では、「地域生活移行」が主要な課題に掲げられ、障害福祉計画の策定に当たっては、入所施設利用者や入院中の精神障害者の地域生活移行について目標値を設定し、目標が達成されるよう各種福祉サービス量を見込むこととしています。

障害のある方が、とりわけ重度の障害者が地域で安心して暮らすためには、ホームヘルプやグループホーム等の居住支援並びに日中活動支援に係る障害福祉サービスの提供体制を確保されることはもちろんのことですが、それだけでは充分ではなく、こうしたサービスに関する情報提供や適切にサービスが利用できるようにするための調整機能、相談支援体制の整備が不可欠であると考えます。

2. 障害者自立支援法における相談支援事業の概要

(1) 市町村における相談支援事業

障害者自立支援法では、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業を市町村が行うべき必須事業として位置づけています。

これまでも、市町村障害者生活支援事業等により相談支援が行われてきましたが、実施主体が市

町村と都道府県に分散している状況を改め、平成 18年10月から、障害種別にかかわらず、利用者に とって最も身近な市町村に一元化して実施するこ ととなります。このため、3 障害の一般的な相談 支援事業(障害者相談支援事業)は、すべての市 町村で実施が確保されるよう交付税措置とすると ともに、市町村における相談支援事業の機能を強 化するための事業を地域生活支援事業(補助金) に設けたところです。

実施に当たっては、必要に応じて複数市町村による共同実施(圏域等単位での相談支援体制)や 都道府県が指定する指定相談支援事業者に委託することが可能です。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業を確保するとともに、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発や改善等を推進していきます。

(2) 都道府県における相談支援事業

専門性の高い相談支援事業(発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、高次脳機能障害支援普及事業)や広域的な支援事業(都道府県相談支援体制整備事業、精神障害者退院促進事業等)は、都道府県が実施することになります。各事業が市町村の一般的な相談支援事業と連携を取り、地域に密着した形で運営されることが求められます。特に、都道府県相談支援体制整備事業については、相談

支援に関するアドバイザーを配置し、 地域のネットワーク構築や調整等、





地域における相談支援体制の整備を 推進することを目的としており、体 制作りにとどまらず、地域の相談支

援従事者や体制のパワーアップに重要な役割を果たす事業と考えています。また、相談支援等に従事する人材育成といった部分を都道府県が担っていくことになります。

3. 相談支援体制の整備

それでは、地域における相談支援体制は、どのように構築していけばよいのでしょうか。

(1) 都道府県の役割

相談支援事業が市町村の必須事業と位置づけられ、一般的な相談支援については、都道府県は後方支援的な役割分担となりますが、これまで知的障害や精神障害の相談支援の分野は都道府県が実施主体であった経緯や、国の財政的支援が交付税や統合補助金といった形をとり、人口規模の小さな市町村にあっては単独で十分な専門的相談支援体制を整備することが難しいこと等を考えると、複数の市町村の共同実施や圏域単位での体制整備を検討する必要性が高くなり、そこには都道府県の積極的な調整支援が求められるものと考えます。

国では、現在、都道府県が実施主体となって行っている相談支援が、10月以降どのように市町村に移管されていくかを把握するため、4月に都道府県における調整状況等を調査しました。それによると、「3障害の相談事業の一本化を目指している」が約2割、「現在の相談支援事業の活用」が約6割といった状況でした。具体的な市町村に対する調整に着手していない都道府県もあり、早急に都道府県としての方向性を検討し、具体的なプランをもって市町村間の調整に努力していただきたいと考えます。もちろん、どのような相談支援体制を構築していくかは、市町村が最終的に決めていくとですが、タイトなスケジュールの中でもあり、都道府県の調整機能が期待されるものと考えます。

(2) ステップアップの視点

相談支援に関する会議や研修会に出席すると、各地域における先進的

な取り組み事例が紹介され、それらを参考にして あなたの地域の相談支援体制を整備していってく ださいと説明されることが多いと思います。もち ろん、それはそれで参考にしていただきたいので すが、あそこの県や市町村は特別だとか、うちの 財政当局が相談支援に予算付けしてくれるかなと いったところで終わっていることはないでしょう か。先進地といわれている自治体においても、一 朝一夕に体制を整備できたわけではなく、失敗と 少しの成功を繰り返し、地道な取り組みや工夫を ねばり強く積み重ねた結果ではないかと思います。 地域の実情に応じてステップアップしていこうと いった視点が大切ではないかと考えます。

相談支援は、障害者本人を真ん中において、そのニーズを実現するために相談支援事業者が中心となってサービス事業者や関係機関のネットワークをつくることです。その小さなネットワークに行政が参画し、それぞれのネットワークがつながって地域の相談支援体制、ひいては障害者の地域生活を支援する総合的な支援体制が構築されるのです。

(3) 地域自立支援協議会の立ち上げ

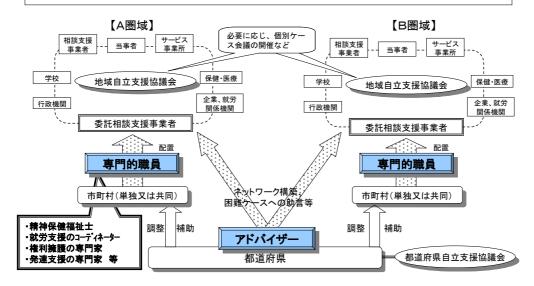
市町村は、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発や改善等を推進するために、地域自立支援協議会を設置します。これはある意味、先ほど申し上げた小さなネットワークのそれぞれを、行政が参画してつなぎ合わせる作業で、個についての課題や支援を地域の(公の)課題や支援とすることだと思います。決して、関係者の連携体制を作りましょうと、関係機関を集めて地域自立支援協議会を開催し、行政説明や関係機関の意見を聞く場を作ることで終わってはならないと考えます。

地域自立支援協議会の立ち上げに当たっては、 相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、 子育て支援・学校、企業・就労関係機関、当事者 など、地域の関係者が幅広く参加することが必要 で、新たに設置する地域もあれば、これまで地域 の課題について協議してきた「サービス調整会議」 や「障害保健福祉圏域調整会議」等をベースにし て設置する地域もあると思います。



相談支援体制の整備について(イメージ)

- 新制度において、相談支援事業を市町村に一元化することとしているが、直ちに、市町村では十分な体制を確保 できない場合も想定されることから、次のとおり、都道府県が積極的に支援を行う。
 - 相談支援に係る専門的職員を市町村に配置
 - ・アドバイザーの派遣を通じ、圏域ごとのネットワークづくり、困難ケースへの対応等を支援



(4) 地域自立支援協議会の運営

自立支援協議会を形骸化させないで、地域の課題に向き合う運営をするためには、地域の実情に応じて、例えば、全体会の下に地域部会を作ったり、就労部会や地域支援部会といったテーマごとの作業部会を作ることも考えられます。また、地域の具体的な課題が集約すると思われる相談支援事業者にその運営を委託する方法もあります。

また、協議会に参加する者は、お互いの立場を 尊重して、地域づくりを共通の目標と掲げ、お互 いに協働して地域が少しでもレベルアップするこ とを第一とすることが必要になると思います。

実際に障害者と向き合っている相談支援事業者 や福祉サービス事業者にあっては、地域で何が起 きているのか、何が必要なのか、市町村行政等と 情報共有する絶好の機会と位置付けるようにしま す。そして、協議会を運営する市町村にあっては、 常に、具体的な課題から出発した運営に努めるこ とが重要になると考えます。

4. おわりに

相談支援については、これまで主に述べてきました一般的な相談支援事業とともに、10月から指定相談支援事業者によるサービス利用計画の作成

が制度化されます。指定相談支援の取り扱い方針 等については、今後、指定基準等でお示しするわけですが、指定相談支援事業者は、障害者等の意向を踏まえて、自立した日常生活、社会生活の実現を目指し、そのために市町村や障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善・開発等に努めなければなりません。

相談支援体制が整備されると、必ずや地域の ニーズが相談支援事業者に集約されるようになる と思います。相談支援事業者にあっては、障害者 を支えるネットワークの構築に努めるとともに、 地域自立支援協議会をリードし、地域全体の支援 力を高めていくことを意識してほしいと期待しま す。相談支援が地域を変えていくものと確信して います。

地域自立支援協議会を中心にして、障害者自立 支援法における様々な相談支援事業をはじめとし た制度(事業)を地域の実情に応じて活用してい ただき、障害のある方が地域で安心して暮らせる 社会の構築を目指してください。なお、文中、意 見等にわたる部分については、個人 的見解であることを申し添えます。







東松山市における総合相談支援の仕組み

ひがしまつやま市総合福祉エリア 施設長 **曽根 直樹**

1. 東松山市の沿革

東松山市は、埼玉県のほぼ中央に位置する、人口9万人の地方都市です。周辺は人口3万人から5千人の町村に囲まれ、東松山市を含めた8市町村で人口21万人の比企郡という広域市町村圏を形成しています。平成8年に施行された障害者プランでは、人口30万人程度のエリアを障害保健福祉圏域として設定し、その圏域を単位として障害福祉サービスを整備することになりましたが、比企郡はひとつの障害保健福祉圏域でもあります。

2. 市民福祉プランからの出発

東松山市では、平成6年に当選した現・坂本祐 之輔市長が、「生活重視・福祉優先」「ノーマライ ゼーションの街づくり」を基本理念に掲げて市政 運営を担当することになりました。その基本理念 を行政計画に反映させたものが、平成10年6月に 策定された「市民福祉プランひがしまつやま」で した。これは、平成8年から始まった障害者プラ ンで市町村に策定が求められた「市町村障害者計 画」の東松山市版です。多くの市町村で「○○市 (町・村) 障害者プラン」という名前が付けられ たのに対し、東松山市ではこの計画に「市民福祉 プラン」と名付けたのには理由があります。東松 山市でも、この計画を作る当初は、「障害者プラン」 をつくる予定でした。しかし、策定委員会やワー キンググループでの議論が進むにつれて、ノーマ ライゼーションを実現するには、障害福祉の問題 が市民全体の問題として共有されなくては進まな

いのではないか。そのためには、この問題を障害者だけの問題としてではなく、すべての市民の問題にして

いく必要があるのではないかということが話されるようになりました。

「障害者」とは、障害が固定され、今後治らな いという認定を受けて初めて「障害者」として認 められます。「障害者」であることが認定されると、 ホームヘルパーの派遣や施設の利用などの障害福 祉サービスを受けることができます。しかし、障 害のない人でも、ケガや病気で一時的にハンディ キャップをもち、いわゆる「障害者」と同じ状態 になることがあります。例えば、足を骨折して一 時的に車椅子の生活になったり、母親が入院して しまい、第3者の世話が必要になっている乳幼児 などです。骨折して車椅子を使っている人は、そ の時点では身体障害と同じような状況にあり、介 護(この場合は看病というかもしれませんが)が 必要かもしれません。また、この人が一人暮らし であった場合は家事援助も必要になります。しか し、ケガはいずれ回復するため障害とは認定され ませんから、ホームヘルパーの派遣など福祉制度 の利用はできません。また、親が入院してしまっ た乳幼児には、親に代わる誰かの世話が必要です。 もし、その子が障害をもっていたら、ホームヘル パーの派遣が可能です。しかし、障害をもたなかっ た場合は、ホームヘルパーの派遣はできません。 しかし、この場合親に代わる誰かの世話が必要な のは、その子に障害があるからではなく、乳幼児 なら誰でも、誰かの世話が必要だからです。

このように、現行の障害福祉制度は「障害」が 固定化され「障害者」として認定された人だけに 提供される特別なサービスであるため、一時的な ケガや病気でサービスの利用を必要とする人がい たとしても、その人には利用できないという不合



理な面があります。このことが、結果として障害 福祉を「特別な少数者の問題」にしてしまい、障 害福祉の問題を他人事にしているのではないか、 その制度がもつ構造が、ノーマライゼーションを 支える支援に対する財源の問題まで影響を及ぼし ているのではないかというところに議論が行き着 いていきました。

東松山市で「障害者プラン」を検討してきた過程で、これからの福祉サービスは、市民の誰もが、一時的なハンディキャップの状態も含めて、支援が必要になったときに、誰でも利用できるものにしていく必要がある。そうなったときに初めて、福祉サービスは「他人事」ではなく「自分自身のこと」として実感できるようになり、全ての市民が共有できる社会資源となり、市民全体の合意の下で充実していくことができるのではないかということが議論されました。こうして、市民誰もが利用できる支援の仕組みを目指すことが基本理念となり、「市民福祉プランひがしまつやま」が策定されたのです。

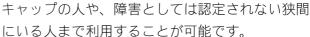
3. 縦割り型から統合型サービスへ

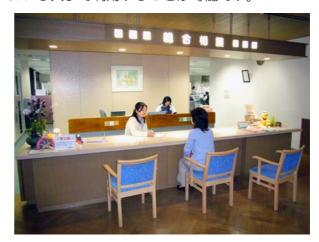
その具体化として、福祉サービスの統合をテーマにした事業が開始されました。総合相談センターの設置は、そのひとつです。

東松山市では、平成12年10月、「ひがしまつやま市総合福祉エリア」がオープンしました。2・3階は老人保健施設、1階はデイサービス・デイケアのスペースの他に、総合相談センターが開設されました。建物は市が建設しましたが、運営は社会福祉協議会に委託されています。

これまでの相談窓口は、障害種別や高齢者といった形で分けられていましたが、総合相談センターは、誰でも困ったときにはそこに行けば専門的な相談にのることができる場として設置されました。具体的には、国の障害者プランと同時に平成8年から開始された3障害に対する相談事業「市町村障害者生活支援事業(身体障害)」「地域療育等支援事業(知的障害・障害児)」「精神障害者地域生活支援センター(精神障害)」とゴールドプランで開始された高齢者の相談事業「在宅介護支援センター(地域型)」が一体となった相談セン

ターです。相談は、いわゆる「障害者」として認定を受けた人だけのものではなく、一時的なハンディキャップの人や、障害としては認定されない。





総合相談窓口

4. 自立支援法と相談事業継続への課題

障害者自立支援法の施行に伴って、障害者の相 談支援事業も「3障害共通の一般的相談支援」と なり、予算措置も市町村の地方交付税に一元化さ れることになりました(表1)。障害者の相談支援 事業は、以前はすべて国庫補助事業でしたが、平 成15年度から身体障害者の相談支援事業は市町村 の地方交付税化され、知的障害者の相談支援事業 は、都道府県の地方交付税化がなされました。精 神障害者の相談支援事業だけは、国庫補助事業と して残りました。そしてこの10月、3障害の相談 支援事業は、基本的には「3障害共通の相談支援」 として、市町村の地方交付税に一元化されること になりました。これによって、従来の相談支援事 業の予算はすべて市町村が一般財源の中から支払 うことになり、事業の継続は市町村の大幅な予算 増がないと不可能な状況になっています。

東松山市は、8市町村によって構成されている、 人口21万人の比企郡の中にあります。比企郡は障 害保健福祉圏域になっており、障害者相談支援事 業の対象エリアにもなっています。障害者の相談 支援事業は、身体障害1ヶ所、知的障害2ヶ所、 精神障害2ヶ所の合計5事業(各1

事業総合相談センター、残り2事業 は民間法人)が行われてきました。





表 1 自立支援法による相談事業の移行

分野	事業名称	現在の予算措置	10月以降の事業区分	10月以降の予算措置	
身体障害	市町村障害者生 活支援事業	市町村の地方交 付税	3 障害共通の一般的 相談支援	 市町村の地方交付税 	
知的障害	地域療育等支援事業	都道府県の地方	3 障害共通の一般的 相談支援	市町村の地方交付税	
		交付税	療育3事業	都道府県の地方交付 税	
精神障害	精神障害者地域 生活支援セン ター	国庫補助事業	3 障害共通の一般的 相談支援	市町村の地方交付税	
		四年 111 20 字末	地域活動支援セン ター	地域生活支援事業	

これまで、市町村障害者生活支援事業の予算は、 比企郡8市町村が共同で出し合ってきました。

しかし、10月からは、加えて2ヶ所の地域療育等支援事業と2ヶ所の精神障害者地域生活支援センターの予算を上乗せして出さなくては相談支援事業のすべてを継続することはできない状況になっていました。

比企郡の市町村福祉課長会議で、このことが議題になりました。話し合いの結果、総額で約7,500万円になる5つの相談支援事業のすべてを継続するために、必要な予算を8市町村が共同で支出することが合意されました。この結果は、東松山市長から比企郡7町村の首長にも伝えられ、了承されました。9月の補正予算対応なので、議会も通過していないためまだ正式なものではありませんが、東松山市を含む比企郡においては、これまで行われてきた5つの相談支援事業がそのまま継続されることになる見通しです。

5. 認定調査と審査会

比企郡では、8市町村の行政担当者と相談支援 事業受託法人による「比企地域在宅障害者生活支 援事業運営協議会」を設置し、事業内容の共有や 運営に関する意見交換、補助金の案分方法の話し 合いなどを行ってきました。この運営協議会が ベースになって、自立支援法における認定調査の 委託や審査会の設置についても、比企郡を単位と

> して行うことが話し合われました。 相談支援事業の委託の枠組みも決 まり、8市町村で約300ケースの認

定調査を、市町村と相談支援事業者で分担して行うことや、郡域での審査会設置と合議体のメンバー選出が行われました。相談支援事業を受託する3法人の相談員全員が、県が行う認定調査員研修に参加し、それ以外に自主的な研修を2回行いました。昨年行われた認定調査と審査会のモデル事業も埼玉県を代表して実施しましたので、行政も現場もある程度のイメージがもてていると思います。こうして、10月に控えた自立支援法の本施行の準備も着々と進んでいるところです。

自立支援協議会の設置についてはこれからの課題となっています。8市町村という広域の切り口だけで自立支援協議会を行うと、地理的には離れた市町村同士という側面もでてきますので、話し合いが形骸化してしまう恐れがあります。8市町村という枠組みをベースに、比企郡を3圏域ぐらいに小分けにして、リアリティーを感じられる小規模な単位によるサブシステムを作る必要を感じています。

6. 3障害共通の相談支援を支える考え方

従来障害種別に行ってきた相談支援事業を、「3 障害共通」にすることをどう考えたらいいので しょうか。WHOが「国際障害分類(ICIDH)」 を改訂して提唱した「国際生活機能分類(ICF)」 の概念図には、「障害」という言葉がすでにありま せん。「心身機能と身体構造」「環境因子」「個人因 子」「健康状態」が「活動」と「参加」を促進した り阻害したりすることの相互作用を表しています。 例えば、脳性まひの全身性障害の人がいたとし

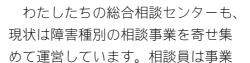


ます。そのままでは動くことができませんので「活 動」も「参加」もできません。でも、電動車椅子 の運転ができるとしたら「活動」も「参加」もで きます。その人の家から一歩外に出ようとしたら、 段差があって外に出られないとなると、電動車椅 子に乗ることができても「活動」も「参加」もで きません (環境因子)。外はバリアフリーで本人も 電動車椅子に乗れる、となると「活動」も「参加」 もできますが、落ち込んでいて誰とも会いたくな い、引きこもっていたい、となると「活動」も「参 加」もできません(個人因子)。本人も元気、電動 車椅子にも乗れる、外はバリアフリーとなれば「活 動」も「参加」もできますが、風邪で40度も熱が あったら家で寝てましょうということになって 「活動」も「参加」もできない(健康状態)とい うことになります。

このように、人の生活は様々な要素によって「活動」「参加」が阻害されたり促進されたりします。 どういう生活を送りたいのか、どう生きていきたいのか、ということを中心に考えたとき、そこにあるのは「障害種別による違い」ではなくて「個人個人による違い」があるだけです。 障害種別による専門的な知識や情報、経験は相談員が専門職として必ず身に付けていなくてはならないと思いますが、相談支援の目的は「障害を治す」ことではなくて、障害をもちながらも自分らしく生きていくことを支える活動だとしたら、相談の場を障害種別によって分けて設置する必要はなく、誰でも身近で個別に支援を受けられる仕組みがあればよいのだと思います。



総合相談事務所





ごとに配属されますので、「身体障害担当」「知的 障害担当」「精神障害担当」に形式上分かれていま す。しかし、実際の相談ケースは障害種別に関わ らず担当しています。相談支援は職員にとっても 個別に関わることになりますので、スーパービ ジョンやコンサルテーションを受けながら相談員 自身が相談できる仕組みが必要だと考えてきまし た。総合相談センターでは週1回の事例検討と、 月2回の臨床心理士によるコンサルテーションを 行っています。

また、相談に来た方の抱えている問題を深く共有するためには、相談員が話を聞きながら共感できることが大切と考えて、傾聴トレーニングやアサーション、家族システムなどの勉強会を重ねてスキルアップに努めてきました。相談に来た方が自分の抱えている問題を自由に表現でき、それが共感とともに共有されたとき、相談員との信頼関係が生まれ、一緒に課題を整理して前に進もうという気持ちがわいてくるのだと思います。そういうことがベースになってケアマネジメントが行われることを目指していきたいと考えています。

7. おわりに

現市長のリーダーシップによって「ノーマライゼーションのまちづくり」を目指してきた東松山市では、「市民福祉プランひがしまつやま」の策定によって、施策の具体化が進んできました。質の向上を考えると、やるべき課題は沢山あると思いますが、「社会資源」が「目指すべき社会像」を実現するための「手段」であるとすると、目標と手段が関連をもって展開されてきたのではないかと思います。

一人一人の人が、自分の望む生活を実現することができるように、また、障害のある人もない人も、ともに暮らしを分け合う社会を実現することができるように、今後も取り組みを進めていくことができたらと考えています。







「伊賀市障害者相談支援センター」 開設の取り組み

伊賀市障害者相談支援センター 相談支援専門員 谷口 富美子

はじめに

私の所属は、「社会福祉法人伊賀市社会事業協 会」という福祉団体です。平成16年11月に上野市、 青山町、阿山町、伊賀町、大山田村、島ヶ原村が 合併し「伊賀市」が誕生したのに伴い、当法人も 「上野市社会事業協会」から「伊賀市社会事業協 会」へと改名しました。法人名を見てもお分かり いただけるように、まだ「社会福祉」という言葉 がない時代、太平洋戦争終戦後間もない昭和23年 に創設され、昭和26年に社会福祉事業法が施行さ れると同時に社会福祉法人としてスタートしまし た。現在、14ヵ所の保育園をはじめ、特別養護老 人ホーム、盲養護老人ホーム、在宅介護支援セン ター、老人デイサービス、身障療護施設、身障デ イサービス事業所、居宅介護事業所、盲人ホーム、 点字図書館、障害児療育施設、学童保育所などの 複数多岐にわたる施設を経営・運営する大きな民 間社会福祉法人となっています。

法人の長い歴史の中で、心身障害児療育施設「かしのみ園」を昭和60年に開園し平成6年在宅障害者デイサービスセンター「かしの木ひろば」(樫の木は旧上野市の木)を開所、翌年6月、市の委託を受け障害児者のホームヘルプ事業を開始し、平成9年10月、市町村障害者生活支援事業が始まりました。





市町村障害者生活支援事業の経緯

平成9年10月、「かしの木」は市町村障害者生活 支援事業を旧上野市から法人が委託を受け、運営 する在宅障害者デイサービスセンター「かしの木 ひろば」の一室を本拠に事業を開始しました。

開設について、当時の三重県保健福祉部と旧上野市の担当者が、市町村の福祉担当者は専門職員ではなく異動も多いことから専門的な相談窓口が必要であるとの考えを、当法人の役職員と相談協議の上、半年の準備期間を経て事業が開始されました。三重県内では同時に四日市市が小山田苑に事業委託し、県内では2ヵ所の障害者支援センターが開設しました。

開設当時は上野市以外の市町村の負担金はなく、 事業費予算1,500万円の内、国が2分の1の750万円、 県と上野市が4分の1の375万円ずつの負担でした。

三重県としては保健福祉圏域で円滑なセンター 運営を希望していましたが、当時の町村には支援 センターの明確な役割が見出せないこともあり、 上野市事業として国、県、上野市が事業費負担し、 ただし事業対象エリアは伊賀圏域で開始しました。



開設当時から相談には身体障害者やその家族だけでなく、知的障害者、精神障害者、その家族からの相談もありました。伊賀圏域は平成5年から療育等支援事業を行っている名張育成園内にセンターがあり、知的障害児・者の相談支援については連携を取りながら支援を続けてきました。

その後、平成12年4月より名張市が市単独で事業を開始したので、伊賀地域は一つのエリアに2ヵ所の支援センターが設置されることになり、名張市からの相談は個々の了解を得て、事業委託を受けた「はなの里」のコーディネーターに引継ぎ、連携を取りながら現在に至っています。

平成12年4月、三重県内で市町村障害者生活支援事業を実施するセンターが5ヵ所になったことと、療育等支援事業のコーディネーターが平成5年から三重県コーディネーター連絡会(のち三重県コーディネーター研究会)を立ち上げ、まだ数少ないコーディネーターの情報交換と研修の場として月1回の研修会を知的障害者更生相談所で実施していたこともあり、身体障害者の相談業務を担当するコーディネーターの「三重県市町村障害者生活支援事業連絡協議会」を立ち上げ、身体障害者更生相談所を事務局とし、月1回研修と情報交換を行いました。この「三連協」は現在も2か月に1回、身体障害者更生相談所の多大なる理解と協力の下、続いています。

支援事例の紹介

事例1(下肢障害、アルコール依存症)

平成12年、担当ヘルパーから関わってほしいと 相談があり支援を開始しました。本人は外出を希望していましたが、自宅は段差が多く、手すりも なく外出するためには改修が必要でした。

まず、病院の作業療法士と市社協のリフォームへルパー、建築士に住宅改修を依頼し、玄関、浴室に手すりを設置し、トイレを和式から洋式に、門から玄関までをスロープにしました。外出は可能になりましたがアルコール依存症の支援が必要となり、市のケースワーカー、保健師、民生委員と訪問を続けました。その後、母親の認知症が進行したため、母のケアマネジャー、ヘルパー、本人の姉妹を含めたカンファレンスを開き、支援の方向性とニーズを確認し何度もケアプランの修正

をし、地域生活支援センターの精神 保健福祉士による訪問支援も依頼し ました。



定期的なカンファレンスを開く中で、金銭管理の必要性から伊賀地域権利擁護センターの専門員につなげました。アルコール依存症による記憶障害があり、母親が入院中にも関わらず行方不明になったと思い込み、警察に捜索願を出してしまったことがあったため警察官を含めた関係機関のカンファレンスも開きました。それをきっかけに派出所の警察官も関わりを継続してくれています。アルコール依存症の治療は本人の病識がないため治療につなげてもすぐに失敗してしまい、今は本人の見守りを中心に関係機関や姉妹と連絡を取りながら支援を継続しています。

事例2(身体と知的障害の本人、知的障害の母親)

本人の養護学校卒業前に支援を開始。母親は養護学校を卒業していましたが、療育手帳を持っていなかったため療育手帳の申請に関わり、手続きや20歳以前の障害の証明を取るための支援をしました。また、本人は療育手帳A重度、身障手帳2級で卒業後は地域のデイサービス利用を母親が希望していたので利用の手続きなどをしました。

母親が本人の入浴をうまく介助できないと相談があり、デイサービスでの入浴(週3回)とホームへルパーを利用しての入浴を計画しました。母親自身が入浴していないこともあり、湯船に湯を張ることで本人のみの入浴ではもったいないからと母親に意識づけ、母親自身も入浴するように支援しました。母親が本人の介護疲れから体調不良を訴えることが多くなったため、ショートステイが利用できるよう移送サービスも調整しました。

また、母親が郵送された書類などの内容の理解が不十分であることと、訪問販売の勧誘を断れず不必要な高価な買い物をしてしまったことがあったため、伊賀地域権利擁護センターの専門員につなぎ、郵送物の確認など定期的な支援が受けられるようにしました。その後、知的障害者アドバイザーと連携を取り、母親と本人の支援の中心をアドバイザーに移行しました。





伊賀市障害者相談支援センター の設置に向けて

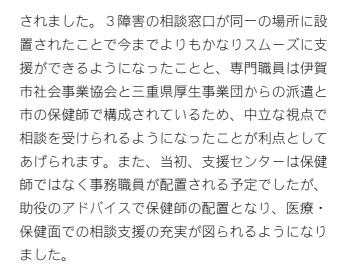
市町村障害者生活支援センターかしの木は平成9年10月に開設し、身体障害、知的障害、精神障害の方の相談を受けてきましたが、平成15年から支援費制度が導入され、三重県が知的障害児・者ケアマネジメントアドバイザーを県内4ブロックに分け配置したことがきっかけとなり、伊賀地域担当のアドバイザーとの連携を密に取ることで支援が充実しました。それまでにもアセスメントを行いケア計画の作成をしていましたが、アドバイザーとの同行訪問やケア会議などを行うことで、コーディネーターの視点だけではなく多くの視点で見ることができ、障害者本人のニーズに即したプランが作成できるようになりました。

ところが、三重県が実施していたケアマネジメントアドバイザー事業は平成16年度末で終了となってしまいました。伊賀市ではこのアドバイザー事業の重要性、必要性を認識しており、障害者自立支援法に向け市単独でのアドバイザー配置を検討し、平成17年度から市単独事業として配置しました。担当者は県事業の担当者がそのまま、社会福祉法人からの出向となり、相談支援が途切れることなく行えました。

また、障害者自立支援法の施行に向け、伊賀市として障害者相談支援センターの設置の検討を平成17年度当初から開始しました。その頃、三重県が圏域で障害者支援センターの設置を検討しており、伊賀市は地域の障害児・者や家族が身近なところで相談が受けられるような体制作りが必要との考えで、平成18年度から3障害の相談窓口である「伊賀市障害者相談支援センター」が開設されました。

このセンターは、かしの木のコーディネーター 2名、ケアマネジメントアドバイザー、保健師の 4名でスタートしました。場所は市介護保険課内

> にあり、障害者施策が将来介護保険 と統合する可能性も視野に入れ、包 括支援センターと同じフロアに設置

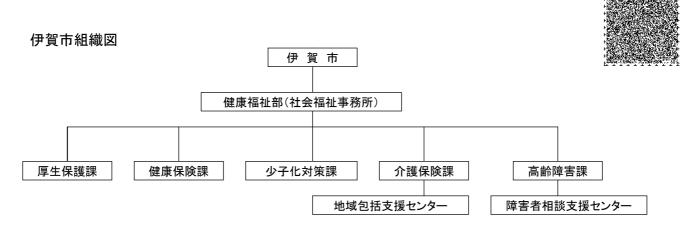


今後の課題

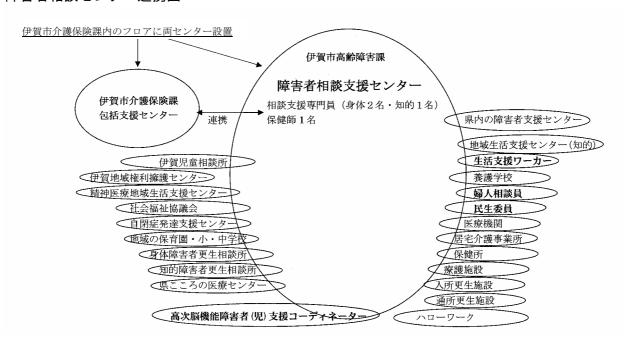
自立支援法による事業が本年10月から、本格的に実施されることから、伊賀市地域福祉計画にも支援センターが位置付けられており、センターの役割がますます重視されることが予想されます。単なる一次相談窓口としての位置付けだけではなく、障害者の総合相談支援センターとしてどのような役割を果たし、与えられた使命をどのように担っていくのかが、今後の大きな課題です。三重県内ではこのような形のセンター設置は伊賀市が第1号のため、障害者の皆さんの期待に応えられるようにしたいと思っています。





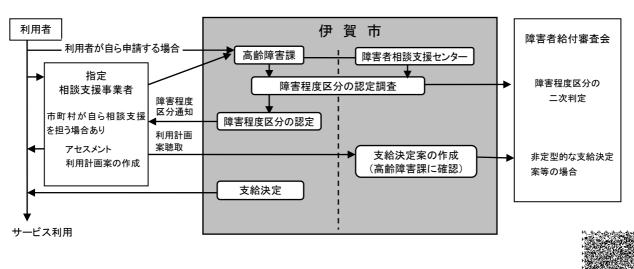


障害者相談センター連携図



三重県では県内を9圏域に分け、伊賀圏域は伊賀市と名張市の2市。三重県ではその圏域ごとに障害者相談支援センターの設置を検討し、伊賀市では上記のような構想で4月からセンターが設置された。

支給決定における業務





「トリノ冬季パラリンピックで 見たこと見えたこと」



信濃毎日新聞松本本社 報道部 記者 井上 典子

はじめに

2006年3月、イタリア・トリノで第9回冬季パラリンピックが開かれました。冬季大会では過去最多の39ヵ国から477選手がトリノに集まりました。日本選手団は選手40人が参加し、金2、銀5、銅2の計9個のメダルを獲得したことは新聞やテレビでも連日伝えられ、記憶に新しいでしょう。アルペンスキーとノルディックスキーは「座位」

「立位」「視覚障害」という大まかな障害区分ごとに競う3カテゴリー制度を導入し、大会全体の種目数が前回の92から58に減った中での成績です。

この3カテゴリー制も賛否両論ありますが、 競技スポーツの最高峰をアピールするパラリン ピックを象徴する制度変更でした。ここでは、会 場の雰囲気を少しでも伝えるとともに、そこから 見えた障害者の競技スポーツの現状を、取材した 記者の一人として振り返りたいと思います。

長野、ソルトレークシティー、そしてトリノへ

トリノ大会競技初日、バイアスロン12.5キロ女子視覚障害で金メダルを獲った小林深雪選手(日立システム)が優勝インタビューで、「この金メダルは長野大会で獲った金とはまったく違います」と語りました。それは、小林選手個人の思いにとどまらない言葉でした。日本選手団にとって、トリノ大会は「雪辱を期す」の大会だったのです。

あるコーチは大会にかける思いをこう言い表していました。「自分たちにとって、1998長野大会は無我夢中の『お祭り』だった。その熱が冷め、自

分たちが社会から忘れ去られた中で 迎えた2002ソルトレークシティー大 会は『不完全燃焼』だった。選手も スタッフもそこから学び、地に足を着けて進んできた。2006トリノ大会は『勝負』の時、試される大会なんです」

地元開催である長野冬季パラリンピックに向けて、アルペンスキー以外はゼロからの選手育成で、選手強化に公的な助成が出る特別態勢でした。いざ迎えた大会は長野五輪から続いた熱気が街や会場にあふれました。「お祭り」はいずれ終わりますが、選手、スタッフの競技生活は続きます。そこから本来の力が問われたのでした。銅メダル3個に終わったソルトレークシティー大会がその現実を突きつけました。トリノで好成績を収めれば「前回大会の悔しさはこの喜びのためにあった」と言えますが、そうでなければまだ日本に力はないということ。トリノ大会は長野大会からの8年を評価する大会と言えました。

3月11日、小林深雪選手「長野大会とは全 く違う金メダル」

競技初日の3月11日、ノルディックスキー会場のプラジェラートは快晴でした。長野県出身で長野大会金メダリストの小林深雪選手が登場するバイアスロン12.5キロが行われるこの日は、初めて競技原稿を出す日であり、最初のヤマ場でした。現地と日本の時差は8時間のため、競技が終わってから原稿を書き、写真を送っていては朝刊の締め切りに間に合いません。どこで写真を撮り、どこで選手の話を聞き、どのタイミングで写真と原稿を送るか一。頭の中でシミュレーションをした上で、"本番"に臨みました。

競技開始は午前10時(日本時間午後6時)。次々とスタートする日本選手を撮影し、小林選手と、



小林選手を先導するガイドの小林卓司コーチを撮影したところでコース脇を離れてパソコンを開き、写真を送信しました。あとは会場内を右往左往して各選手のゴールの瞬間を待つばかりです。会場の電光掲示板には途中経過が出ますが、タイムラグがあるのと全カテゴリーの経過が交代に映し出されるので、分かりづらい。レース終盤、日本チームの荒井秀樹監督が「一番だ」と走り過ぎた時、私たち日本の記者は色めき立ちました。日本チームは各選手の順位を計算するシステムを独自に準備していたのです。射撃で20発中19発を的中させた小林選手の圧勝でした。

ゴール後、力尽きて倒れ込んだ小林選手に、日の丸を持って駆け寄る人の姿が…。ライバルでこの日は7位に終わったエミール選手(フランス)でした。小林コーチが小林選手を抱き起こし、2人でその旗を高々と掲げる一。こちらも胸が熱くなる場面に、シャッターを切り続けました。

記者に囲まれた小林選手がまず口にしたのは「やっと(表彰台の)真ん中に立てる」というひと言でした。そして冒頭に書いた言葉です。無我夢中だった初出場の長野大会と、競技をやめようかと悩み、けがとも闘い続けたその後の8年の重みが詰まっていました。

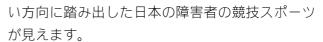


バイアスロン12.5キロ女子視覚障害で優勝し、金メダル を掲げる小林深雪選手(右)と小林卓司コーチ(3月11日)

競技に専念する選手と企業の支援

小林選手はまさに、この8年間で「お祭り」「不完全燃焼」「雪辱」を経験した1人でしょう。そして、長野大会後に都内の勤め先を辞め、地元に戻って臨時職員として働きながら競技を続けていた小

林選手が、トリノ大会の1年余前から実業団に所属、競技優先の生活を 送るようになったという点に、新し



五輪選手も同じですが、選手の経済的な基盤はそれぞれ。競技とは別に仕事をして生計を立てる選手、競技優先で会社に所属する実業団選手、スポンサーを付けた"プロ"…。パラリンピックの場合、年金やけがを負った時の保険を当てている選手もいます。小林選手が所属する「日立システムスキー部」は障害者スポーツでは初の実業団チーム。所属選手3人がいずれもトリノ大会に出場、日本代表チームの荒井監督も入社しました。日立グループはソフトボールやバレーボールなど実業団チームが数多く、ノウハウがあります。以前からのスポンサーの支援もあり、日本チームとしてもメンタル・トレーニング、専門家を招いての技術指導、選手の動作の3次元解析と、強化態勢を充実させました。

忘れてならないのは、こうした状況が空から舞い降りてきたのではないということ。荒井監督はじめ競技関係者が8年間こつこつと積み重ねてきた努力の結果です。

ノルディックスキーの話ばかりになってしまいましたが、アルペンスキー、アイススレッジホッケーも、形はそれぞれ異なるものの、強化態勢を前進させてこの大会に臨んでいます。どの試合、どの選手、どのスタッフにも物語があります。

障害者のオリンピック

小林選手が優勝した日の夜、メディアセンター近くにあるドイツ・バーは貸し切りで、店内外で大勢がビールを飲み、にぎやかに語り合っていました。そこに現れたのは、スーツ姿のシェーンフェルダー選手。アルペンスキー男子立位で今大会は金2、銀1、銅1という成績を残したドイツの選手です。その夜がどういう趣旨の集まりかは分かりませんでしたが、その場にいる

人々と次々握手する光景は、シェーンフェルダー選手のレセプションと





いう雰囲気でした。今年初めに長野県志賀高原で開いた障害者アルペンスキーのワールドカップ会場

で取材した際、シェーンフェルダー選手がスポンサーを得て、競技に専念していると語っていることを思い出しました。

2000年シドニー・パラリンピックを取材した際、私は国際パラリンピック委員会(IPC)のスポンサー獲得に注目していました。しかし、同大会期間中に国際オリンピック委員会(IOC)とIPCが交わした契約により、五輪開催都市はパラリンピックも開くことが義務付けられ、その後は大会組織委員会も1つに。力の入れように差があるのは否めませんが、大会スポンサーの存在はもう当たり前になりました。トリノ大会では選手村周辺を各チームスポンサーの企業名が入った車両が走っていましたし、オーストリアなどが五輪時に開いたゲストハウスをパラリンピック中も開いていました。五輪化の波は大会だけでなく、そこに集うチーム、選手にも押し寄せてきていることをうかがわせました。

底辺からトップまでのピラミッドが築けない

アイススレッジホッケー銅メダルの米国はチームは20歳以下の選手が過半数を占めていました。日本にも、バイアスロン12.5キロ女子立位で銅メダルの太田渉子選手(日立システム)、アルペンスキー滑降男子座位4位の鈴木猛史選手(猪苗代高校)ら若い選手が2010年バンクーバー大会につながる活躍を見せました。アルペンスキーの監督会議では、若い選手を対象にキャンプを開こうとの提案がされました。日本をはじめ各国が若い選手の発掘が課題だと認識しています。競技普及、底辺拡大は、パラリンピック代表チームの選手、スタッフだけが頑張っても限界があります。特に冬季スポーツは悩みが多く、地域で障害者、スポーツにかかわる多くの人の協力が不可欠。日本の競技スタッフからも地域のスポーツセンター、福祉施設、

学校との連携をいかにつくるかが重要なテーマとして挙がっていました。 一方で、パラリンピックなどの国 際大会は競技性が高まり、競技に専念しないと出場さえできなくなりつつあります。実業団所属やスポンサーがついて競技に専念している選手はまだ数えるほど。アルペンスキー回転女子座位で銀メダルを獲ったベテランの青木辰子選手も会社員です。「米国は毎年新しい選手が出てくる。日本ではよほど理解ある会社でないと競技を続けることは難しくなっている。週末にスキーを楽しむ人と競技選手の間がどんどん離れ、現状では後進が育たない。私たちが引退したら、後ろにはだれもいなくなるのではないか」と懸念を話していました。

最後に

観客たちはスポーツの楽しみ方を知っているという印象を受けました。一方、選手村周辺の通路は土がぬかるみ、車いすの選手たちは外出もままならないといった不便さが指摘され、選手と観客が触れあえるゾーンがないことを残念がる競技関係者もいました。パラリンピックそのものも、知的障害者などの参加、急速な"五輪化"が招く経済格差による出場機会の壁といった課題を抱えています。

6月のサッカーW杯は、ごく普通に生活する日本人のカレンダーにもしっかり刻まれたビッグ・イベントです。パラリンピックというイベントを障害者の日常生活や地域スポーツから切り離された存在にしないために、どうすることが必要か。2010年カナダ・バンクーバー大会までの4年は、競技団体を超えて多くの人々を巻き込んだ議論が求められる時ではないでしょうか。



アルペンスキー大回転男子立位で銀メダルの東海将彦選手(左)と10位の三沢拓選手(3月16日)







2006年トリノ冬季パラリンピック競技大会の概要

1 大 会 名 称 2006年トリノ冬季パラリンピック競技大会

(通称:トリノパラリンピック)

2 開催時期 2006年(平成18年) 3月10日(金)~19日(日)[10日間]

3 開催国・都市 イタリア トリノ

4 参加 国 39ヶ国

5 参加選手·役員数 1,186名 (選手486名 役員700名)

6 日本選手団 90名(選手40名、ガイドスキーヤー4名、役員等46名)

7 実 施 競 技 4 競技

アルペンスキー、ノルディックスキー、アイススレッジホッケー、

車いすカーリング(※下線の競技は、日本選手参加競技)

実施競技等 日 程 競 技		競技会場	日本選手		
			男 子	女子	合 計
開会式	3/10	オリンピックスタジアム (トリノ市内)		_	
アルペンスキー	3/11~19	セストリエール ボルガータ (山岳地域)	13	4	17
ノルディックスキー	3/12~19	プラジェラート プラン (山岳地域)	5	3	8
アイススレッジホッケー	3/11~18	エスポジツィオニ (トリノ市内)	15	0	15
車いすカーリング (トリノパラより正式競技)	3/12~18	パラギアッチオ (トリノ市内)	_	_	_
閉会式	3/19	ピアッツァ カステッロ (トリノ市内)	_	_	_
		合 計	33	7	40

8 パラリンピック(冬季大会)の開催状況

回数 開催年		開催地(国)	参加国·人数		日本選手団		(選手数)		(参考) ・ オリンピック	
<u> ш</u> хл	PI IE-T		国数	人数		金	銀	銅	開催地	
1	1976年 (S51)	エーンシェルドスピーク (スウェーデン)	17	400		0	0	0	インスブルック (オーストリア)	
2	1980年 (S55)	ヤイロ (ノルウェー)	18	700	11 (5)	0	0	0	レイクブラシッド (アメリカ)	
3	1984年 (S59)	インスブルック (オーストリア)	22	1,000	21 (12)	0	0	0	サラエボ (ユーゴスラビア)	
4	1988 年 (S63)	インスブルック (オーストリア)	22	800	27 (16)	0	0	2	カルガリー (カナダ)	
5	1992 年 (H4)	アルベールビル (フランス)	24	900	43 (15)	0	0	2	アルベールビル (フランス)	
6	1994年 (H6)	リレハンメル (ノールウェー)	31	1, 013	63 (27)	0	3	3	リレハンメル (ノールウェー)	
7	1998年 (H10)	長野 (日本)	32	1, 146	141 (70)	12	16	13	長野 (日本)	
8	2002年 (H14)	ソルトレークシティ (アメリカ)	36	416	77 (37)	0	0	3	ソルトレークシティ (アメリカ)	
9	2006年 (H18)	トリノ (イタリア)	39	1, 186	90 (40)	2	5	2	トリノ (イタリア)	

(注) 日本選手団としての派遣は、第2回大会以降であり、第1回大会に参加した選手は個人参加である。





トリノ冬季パラリンピック競技大会入賞者及び 入賞した視覚障害者のガイドスキーヤー

〇メダリスト一覧

		左松					
氏 名	性別	年齢 (5.10現在)	出場競技名	カテゴリー			
【金メダリスト】							
小林 深雪(東京都)	女	32	ノルディックスキー 金 : バイアスロン 12.5km 銀 : バイアスロン 7.5km 6位: クロスカントリー 10km 5位: クロスカントリー女子リレー 6位: クロスカントリー 15km	視覚障害(B1)			
大日方邦子(東京都)	女	34	アルペンスキー 銀:滑降 銀:スーパー大回転 金:大回転	座位 (LW12-2)			
【銀メダリスト】							
東海 将彦(東京都)	男	32	アルペンスキー 銀 :大回転 5位:スーパー大回転 7位:滑降 4位:回転	立位 (LW3-2)			
森井 大輝 (東京都)	男	25	アルペンスキー 銀 : 大回転 6位:スーパー大回転 4位:回転	座位 (LW11)			
【銅メダリスト】	1	LL CONTRACTOR OF THE CONTRACTO		1			
太田 渉子 (山形県)	女	16	ノルディックスキー 銅 :バイアスロン 12.5km 6位:バイアスロン 7.5km 5位:クロスカントリー女子リレー	立位 (LW8)			
青木 辰子(長野県)	女	46	アルペンスキー 銅 : 回転 5 位:スーパー大回転 6 位:大回転	座位(LW10-2)			
【4位入賞者】							
鈴木 猛史(福島県)	男	18	アルペンスキー 4位:滑降	座位 (LW12-2)			
【5位入賞者】							
出來島桃子 (新潟県)	女	31	ノルディックスキー 5位:クロスカントリー女子リレー	立位 (LW8)			
三澤 拓(長野県)	男	18	アルペンスキー 5位:回転	立位 (LW2)			
新田 佳浩(東京都)	男	25	ノルディックスキー 5位:クロスカントリー 20km	立位 (LW8)			
永瀬 充 (北海道)	男男	30 28	アイススレッジホッケー 5位 "	_			
須藤 悟(札幌市)	男	35	"	_			
高橋 和廣(東京都)	男男	27 24	"	_			
上原 大祐 (長野県) 吉川 守 (長野県)	男	36	"	_			
石田 真彦(名古屋市)	男	38	//	_			
三澤 英司(東京都)	男	33	"	_			
加藤 正(長野県) 安中 幹雄(東京都)	男男	37 34	"	<u> </u>			
竹内 俊文 (長野県)	男	29	"	_			
柴 大明(東京都)	男	34	"	_			
福島 忍 (静岡県) 松井 順一 (長野県)	男男	49 56	"				
馬島誠(長野県)	男	34	"	_			
【8位入賞者】							
田中 佳子(千葉県)	女	30	アルペンスキー 8位:回転	座位 (LW12-2)			
【ガイドスキーヤー】							
小林 卓司(北海道)	男	48	小林 深雪選手のガイドスキーヤー (ノルディックスキー: バイアスロン 12.5km バイアスロン 7.5km クロスカントリー 10km クロスカントリー女子リレー クロスカントリー 15km)	_			





〇メダル獲得数

金メダル	銀メダル	銅メダル	合計
2個	5個	2個	9個

※ メダル獲得数は、「金2個、銀5個、銅2個の計9個」であるが、メダル 獲得数とメダリスト数に違いがあるのは、複数メダル獲得者がいるため。

トリノ冬季パラリンピック競技大会入賞者等に対する厚生労働大臣表彰について

1. 日 時 平成18年5月12日(金) 16時00分から(30分程度)

2. 場 所 厚生労働省 専用第22会議室(中央合同庁舎5号館 18階)

3. 内 容 賜杯の伝達及び厚生労働大臣表彰

4. 被表彰者 賜杯の伝達

パラリンピック競技大会の金メダリスト

厚生労働大臣表彰

パラリンピック競技大会の入賞者及び入賞した視覚障害者のガイドスキーヤー

トリノパラリンピック競技大会入賞者等の天皇皇后両陛下への拝謁及びお茶会について

1. 日 時 平成18年5月29日(月) 14時00分から

2. 場 所 宮殿(春秋の間)

3. 招待者 トリノパラリンピック競技大会入賞選手等











重度障害者へのレクリエーション・プログラムをつくる

- <感覚の歓び>を手がかりに-

福祉レクリエーション・ワーカー

池 良弘

重度の障害であってもYESなら手を1回握る、NOなら2回。手が動かなくても、まばたきだけでも意思が伝えられます。どのような形でも意思を通じ合える人に対してのレクリエーション援助は様々なものが考えられます。しかし、コミュニケーションを取ることのできない利用者にはどのようなプログラムが考えられるのでしょう。

ある施設での試み

それは感覚刺激です。ここで感覚刺激のプログラムを紹介しましょう。N療育施設へ学生を実習に出した際、利用者をアセスメントさせると、「寝たきり状態で自分の意思を言えない人が大半です。これではレクリエーションは無理です。」と言うの

です。

私のレク援助のポイントは利用者の"いいとこ探し"から始めます。特に身体的側面・知的側面・情緒的側面・社会的側面の顕在機能を調べます。マイナス部分があってもプラス部分を伸ばすことにより利用者はイキイキできるのです。

学生に「その人たちの目は見えますか、物に触れますか、耳は聞こえますか、ものを食べることはできますか、笑うことはありますか」と尋ねると、全てできると言うのです。そこでその学生に「五感刺激だね。今は夏だよ」と言うと、ニコニコしながら「解りました」と言って準備に入りました。

学生のプログラムは次のようなものでした。

テーマ:もうすぐ夏が来るよ 施設名 [〇〇療育園]

企画者 佐野佳奈 6月11日

〈準備品〉

風船・大きいシーツ・波・効果音CD(波・セミ)紙トンボ(千代紙をY字にしたもの) 太鼓・塩・コップ・ビニール袋 ねらい 利用者の五感を刺激し、さまざまな角度から夏を感じてもらい、夏の 感覚を育てたい。

計画書

時間	隊形	項目	内 容	実施者の留意点	補助者の動き
0分	1 5 7 12 124	〈導入〉 1. 風船台風	風船を膨らませ、顔の前や腕・足にそ の風を吹きつける。 「夏です。台風がきました。」	風船を見せ、触らせるよう にする。 (割らないように注意する)	一人一人にかかわっ てもらいたい。
		2. 花火	(B G M: セミの鳴き音) 「夏といえば花火ですね。」「ドーン」 ①太鼓を鳴らし、顔の上に風船を落と	(A) = 0 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 ·	太鼓を鳴らし、風
			す。 ②次に、紙トンボと一緒に、風船を高 いところから利用者の顔へ落とす。		
10分		〈展開〉 3. 海へ入ろう	①水の入った透明なビニール袋を、1 人ずつ顔につける。何回か行う。		波の音を流してく ださい。
20分			(BGM:波の音) ②「海の水が口に入りました。」と言っ て少量の塩水をなめさせる。	塩を入れすぎないようにす る。	利用者の反応を見てください。
			③大波小波 利用者の上に大判のシートをかぶ せ、シーツを上下に大きく動かす。		シーツを持ってく ださい。
30分		〈まとめ〉 4. 夏の終わり	「大波。小波」といいながら動かす。 (BGM:波の音) 「夏の終わりが来ました。」	3 3.1 3.3 .2 7 38	シーツはゆっくり 抜いてください。
35分		終了	シーツを利用者にかける。しばらく波 の音を聴きながら。 やさしくシーツを抜く。		



夏をモチーフに五感刺激を行い、利用者の変容を引きだそうとするものでした。施設担当者の評価は、「言葉掛けし、個々とのかかわりを持ちながら、積極的に動いていたと思います。プログラムには様々な角度からの刺激があり、ねらいも達成されたと思います。利用者の意外な面が見られ驚きました。佐野さん自身も利用者と楽しい時間を過ごせたと思います。ごくろうさまでした」というものでした。明らかに日常示さない変化が起こったのです。

スヌーズレン

私がこれを知ったのは、4年前、ストックフォルムにある障害児の就学前学校を訪問した時のことです。当時はこの言葉を知りませんでしたが、コミュニケーションを持たない児童に対する教育の工夫をその学校で知り、その後3回訪れ、その方法を学んできました。そして、日本の書店でたまたま手にした本が、スヌーズレンに関するものでした。そこには私が訪問した学校で見た工夫が書かれており驚きました。

その学校の先生はスヌーズレンという言葉を知りませんでしたが、当たり前のように環境として設置していました。スヌーズレンについては本誌でもすでに紹介されているとおり(2005年10・11月号)、スヌーフェレン(香りを嗅ぐ)とドーゼレン(ウトウトする)というオランダ語の合成語です。実験が始まったのは1970年代オランダ、ティルブルグの知的障害センターです。そして、1978年ハーテンバーグセンターとの協力で展示会を開催し発表したのでした。要は利用者にとって精神的に安定できる環境であり、その環境により自らが積極的かかわりをもたせようとするものです。

私がその学校で見たのは、触ると録音された音声の出るもの、母親の声や、名前、本人の笑い声などが入っていました。子供達は言語としてのコミュニケーションをもたず、それを触ると音が出ることへの快さを感じているのです。また天井から様々なものが紐で吊るされ、その中を子供の乗った車が通り、子供はその感触を何度も繰り返したり、最近ではパソコンを利用しマウスを動かすだけで、音声と光の模様が変化するソフトもできました。

これまで、日本では重度の重複障害児に対する

援助は生活援助にとどまっていましたが、これからは積極的に五感刺激をし、自らが動き出す環境設定をする必要があります。





ラインの上を自動的に移動する車



マウスに触れたり、パッドに触れるとPCの画面の 光模様と音が変化する。



癒しの空間

ボールのプール 泡が湧き出るバブルチューブ (鏡の前) ミラーボール (右上) 奥にウォーターベッド ビーンバッグなどがある

推薦図書:河本佳子著「スウェーデンのスヌーズレン」

(新評論) 2003

団 体:日本スヌーズレン協会

http://www1.ocn.ne.jp/~snoezel/参照







SPコード「紙が話す」 視覚障害者の情報環境改善をめざして

日本視覚障がい情報普及支援協会 副理事長 **能登谷 和則**

視覚障害者の障害者手帳保有者は、約40万人と 言われております。

毎年、糖尿病を主たる原因として約3,000人の方が視覚障害になられるそうです。(日本眼科医会調査より)

視覚障害者の情報環境は、一般的に視覚障害の全ての方が、点字を利用していると思いがちですが、点字利用者は手帳保有者の約10%弱。7割が40歳から50歳代の中高年になられてからの中途失明者です。ですので、ほとんどの方は、紙による情報入手は、困難な状態となっております。

視覚障害者の自立においては就業や教育を受けるうえで、非常に狭まれており、多くの障害があります。それは、読み書きができないことに多く起因しており、「歩く、書く、読む」ことは、視覚障害者にとっての社会参加、自立における最低限の保障でありますが、現状不十分な状態なのです。

私ども日本視覚障がい情報普及支援協会(以下 JAVIS)は、その中で「読むこと」をテーマに 視覚障害者の情報格差の解消に向けた事業を推進 しております。

視覚障害者への情報提供には、点字・音声テープでの提供が一般的です。行政、NPO、ボランティアの協力によって作成、提供されております。しかしながら、点字技術は誰にでも出来るものではなく、専門知識が必要です。また、その作成には時間とコストがかかり、限られた情報しか提供されていないのが現状です。情報を提供する側にも技術的、コスト面での障壁がありました。特に、日常生活における個々人向けの情報、例えば、年金のお知らせ、税金のお知らせ、公共料金の請求書、支援費等の契約書の内容、銀行、保険、カードの明細書等は、個人に関する情報は、人に読んでもらうのではなく、自分自身で読むこと(情報保障)が出来ることが重要です。

平成15年4月から、厚生労働省の日常生活用具に指定された「活字文書読み上げ装置」は、活字紙媒体を音声にて情報提供する、まったく新しい情報環境を提供することが出来ます。

仕組みを簡単に説明しますと、

活字文書読み上げ装置



スピーチオ



テルミー



「SPコード」専用読み取り装置である「活字文書読み上げ装置」は、紙に印刷されたSPコードを読み取らせることで、SPコードに格納された文字データを音声として読み上げることができま

す。また、パソコンに接続すれば、 テキストとして出力することもで きます。つまり、一枚の紙面から活 字、音声、テキストと様々な情報伝 達手段として活用できるわけです。



SPコード

SPコードの作成は、18mm角の

バーコードに、Microsoft Word で作成された文章、約800文字のテキストを記録することができます。 作成した文書は、パソコンに接続されているレーザープリンターにて印刷出力し、活字文書読み上げ装置により即時に音声で情報提供ができるわけです。もちろん活字部分は一般健常者向けですので、バリアフリーな共有印刷媒体で提供できるわけです。

SPコードを作るSPコード作成ソフトは、無償提供されておりますので、誰もが、簡単に、ローコストで即時に作成、情報提供が出来ます。 (http://www.sp-code.comもしくは、http://www.tellme.jp/よりSPコード作成ソフトをダウンロードができます。)

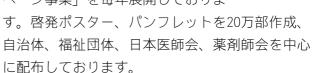
私どもJAVISは、SPコードによる情報提供を社会のマナーとするため、広く社会の皆様方へ啓発周知を行う事業を通して、視覚障害者の皆様の情報環境の改善を図って参りたいと考えております。

普及状況及び今後の展開については、平成16年度より厚生労働省、経済産業省、全国知事会、全国市長会、全国町村会はじめ、主要福祉団体、企



SPコード作成ソフト(無償版) HPからダウンロードして入手ができます。

業様の後援をいただき「紙による情報バリアフリー化推進運動キャンペーン事業」を毎年展開しておりま



また、SPコードの作成方法について自治体、 社会福祉協議会、NPO、ボランティアの方を対 象に研修会も順次行っております。是非、お問合 せください。

活字文書読み上げ装置の普及状況は、約5,000台程です。普及には程遠い状況です。

しかしながら、昨年より読み上げ装置が1機種増え2機種になったこともあり徐々に自治体をはじめ多くの諸団体、企業等で活用されてきております。

平成18年2月には厚生労働省医政局より、情報バリアフリーの一環として、医療・薬剤情報にSPコードを活用するよう病院・薬剤医療機関に普及協力の通知を出していただきました。命にかかわる医療情報を自分自身で読むことができることは、世界に類を見ない画期的な情報改革となります。医療機関の積極的な活用の支援をしていくことで、普及のスピードが増していくものと考えております。

特に、日本眼科医会では、国民の視覚を守る専門集団としていち早く視覚障害者の情報バリアフリーの実現に向けたSPコードと活字文書読み上げ装置の普及に努めていくとして、普及協力を頂いているところです。

また、さらに日本保健薬局協会では、保険調剤薬局及びドラックストアの調剤薬局より、薬の情報にSPコードを添付することを正式に組織としてご採用いただきました。徐々にサービスが開始されることと思います。

ドと活字文書読み上げ装置の活用を 推奨しております。











日本障害者リハビリテーション協会



千葉県我孫子市

各自治体での活用事例では、江戸川区、練馬区、世田谷区、町田市、川崎市、横浜市、柏市、我孫子市、三重県、岡山県、八日市市、広島市等の多くの自治体で、行政通知文書、広報印刷物等に、SPコードを添付して情報提供を行っています。町田市では、JAVISと協働して月3回発行する広報誌の情報をSPコードで発行するとともに、社会福祉協議会、NPOからも広くSPコードによる情報提供が行われております。世田谷区でも区、地元視覚障害者協会、JAVISによる協働事業として、SPコードによる情報提供が普及する社会を構築する事業としてプロジェクトが始まります。

昨年行われた岡山県全国障害者スポーツ大会では、公式ガイドブックにSPコードが採用され、競技記録も即時情報として、地元岡山県視覚障害者福祉協会の協力の下、その日の競技記録をSPコード化して大会会場及び宿泊先にその日に届けられ大変喜ばれました。SPコードの即時性の特徴を大いに生かしたシステムでした。

全国の社会福祉協議会はじめNPO、ボランティアの方々からも、会報、お知らせ、日常生活情報の提供において、SPコードの活用をいただき、「こんなに簡単なんですね。もっと早く導入したかった」との声を寄せられ輪が広がっております。

本誌を読まれた行政、企業、団体、NPO、ボランティア、ご家族の皆様に置かれましては、是非、

「SPコード」と「活字文書読み上 げ装置」のご活用をいただき、あら ゆる印刷物にSPコードが添付され、 ユニバーサルな町づくりの先駆となっていただき たいと願います。

活字文書読み上げ装置の自治体への申請サポートも行っております。申請に必要な見積書、商品パンフレット等を取寄せて無料にてお送りいたします。お問い合わせください。

(電話 03-3208-5023)

視覚障害者の情報格差解消となる社会環境の構築に是非、ご協力ください。



紙による用法バリアフリー化推進運動 キャンペーン事業







社会保険 Q&A

(問) 昨年、障害基礎年金を請求しましたが、 請求月の翌月分からしか支給されませんでした。

年金は、5年さかのぼって支給されると聞いて おりましたので、社会保険審査官に不服の申立て をしたいと考えています。

不服の申立ての実際は、どのようなものか教えてください。

(答) 年金の裁定請求をし、その裁定通知書・ 証書を受け取ることにより、自分が受給する年金 について年金額などを承知することができます。

この場合に、処分 (※注) について不服がある人は、 社会保険審査官に対して審査請求をすることがで きることになっています。この請求は、処分があっ たことを知った日の翌日から起算して60日以内に しなければなりません。

これらのことは、裁定通知書等に記載されておりますが、それでは参考書をと思ってみても審査請求について掲載された本はあまり見当たりません。回答者が昨年経験した事例がありますので、それを紹介します。

1 審査請求書の提出

まず審査請求は、各都道府県社会保険事務局に 置かれている社会保険審査官に対して、文書又は 口頭で行います。本人(審査請求人)はもちろん、 代理人によってすることもできます。

文書による場合は、「審査請求書」に決定通知書 (写し)、診断書等を添付します。「審査請求書」 は簡単なものですが、「審査請求の趣旨及び理由」 欄には、さかのぼった支給を受けたい旨及び障害 が5年前から継続していたこと等を理由として記載します。

2 処分の決定変更通知

請求書を提出後、1月半経過したときに、処分

の決定変更をする旨の通知がありました。この時点では、処分の変更後の内容は示されません。

3 審査請求の取下げ

2 と時を同じくして、社会保険審査官から「調査の結果、処分変更され、障害認定日から○級○号に該当していることが判明し、裁定する」ことになったので、「審査請求された事件は、取下げをお願い」する旨の通知が届きました。

4 「裁定取消通知書」「裁定通知書」の受取り

2及び3から2月近くになって、見出しの通知書が届きました。要は、前の裁定を取り消しし、新たに裁定をして5年そ及して年金を支給するというものです。

5 「取下書」の提出

4の通知書を受け、審査請求の目的を達成できたことが確認されたので、社会保険審査官に審査請求を取り下げることとして、「取下書」を提出しました。

5年そ及した年金額は、直近の支払月に受給することができました。

6 まとめ

1から5までの期間としては、4か月かかりました。当初は、5年さかのぼらなくても、もらえたからこのままでよいといっていた本人でした。しかし、もらえるものならと診断書の取り寄せに労力を要しましたが、それらが報われた、今後の生活費に備えておくなどと大変喜ばれたものです。

以上、参考にしてください。

※注「処分」とは役所が、法令に基づき、国民などに対して行う行為(例えば、決定など)をいいます。

(回答:社会保険労務士

髙橋利夫)





平成18年度 第1回 障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会 『ベーシックコース』 実 施 要 綱

1.目 的 障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、 障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成すること により、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。

☆本研修会の特色☆

『ベーシックコース』では障害者のレクリエーション活動の価値を理解し、基礎的な援助方法、実技種目を学び、施設等におけるプログラムディレクターとして、レクリエーションプログラムを企画、運営できる人材を養成します。

平成19年2月に実施予定の『アドバンストコース』では、施設等におけるレクリエーション プログラム全体をコーディネート、評価できる人材を養成します。

- 2. 主 催 全国身体障害者総合福祉センター (戸山サンライズ)
- 3. 後 援 財団法人 日本レクリエーション協会 (予定) 社団法人 東京都レクリエーション協会
- 4. 開催場所 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ) 〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 TEL 03 (3204) 3611 (代) FAX 03 (3232) 3621
- 6. 対象者 障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者で各都道府県・指定都市・ 中核市障害保健福祉関係主管課長の推薦する者。及び受講が適当と主催者が認めた者。
- 7. 定 員 70名
- 8. カリキュラム 当センターホームページをご参考下さい。
- 9. 必要経費 ①研修費 13,500円 ②宿泊費 (1泊朝食付き) 5,000円 (希望者のみ) (宿泊費は、宿泊する日数分ご用意いただきます。)
- 10. 申 込 方 法 受講申込書を各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉関係主管課を通して申し込む。
- **11. 申 込 締 切** 平成18年7月7日(金) 必着

(各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉関係主管課で、事前に締め切り日を設定されている場合がありますので、あらかじめ各障害保健福祉関係主管課にご確認ください。)

- 12. 受講決定 平成18年7月10日(月)受講者決定通知を発送予定。 (受講申込者宛てに受講決定・受講不可を問わず通知いたします。)
- 13. 修 了 証 書 全課程修了者には厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より修了証書を授与する。(欠席・遅刻・早退の著しい者には授与しない場合がありますのでご注意下さい。)
- **14. 宿 泊 申 込** 当センターに宿泊を希望する受講者は、宿泊申込書により申し込む。(相部屋となりますのでご了承下さい。)
 - なお、できる限りキャンセル等変更がないようにお願いします。
- **15. そ の 他** 本研修会は(財)日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」 資格取得の対象となります。(ただし、すべての課程は取得できません。)



日常生活で法律上の問題について、お悩みはありませんか? 年金について分からないことはありませんか?



戸山サンライズでは,毎月1回特別相談日を設け、専門家が、法律と年金に関する様々な問題に、 明快にお答えしています。料金は無料、時間は13:00~16:00です。 お気軽にお越し下さい。

法律相談 弁護十 野村 茂樹 氏 年金相談 社会保険労務士 髙橋 利夫 氏

7月12日(水) 8月9日(水) 10月11日(水) 9月13日(水) 11月8日(水) 12月13日(水)

また、その他に義肢装具に関する相談や障害者福祉に関する相談も実施しております。

※相談方法:来所・文書・電話(FAX)・メールにて随時受け付ておりますので、詳細につきましては、 下記担当者までお問い合わせください。

電話 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621 E-mail nishida@abox23.so-net.ne.jp

相談室担当 西田

SPコードについて

SPコード専用読み取り装置「スピーチオ」、「テルミー」 を使って、紙に印刷されているSPコードを読み取ること で、記録されている情報を音声で、また点字プリンターと 接続すれば点字で、パソコンに接続すればテキストで出力 することができます。SPコードの右(あるいは左)にあ る切りかきは、視覚障害の方が、コードのある場所を認識す るためのものです。スピーチオは日常生活用具として認定 されています。







テルミー

戸山サンライズ (通巻第224号)

発 行 平成18年4月10日 (隔月10日発行)

発行人 (財) 日本障害者リハビリテーション協会 会長 金田一郎

編 集 全国身体障害者総合福祉センター 〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 TEL. 03 (3204) 3611 (代表) FAX. 03 (3232) 3621 http://www.normanet.ne. jp/~ww100006/index.htm

編集後記

いつも情報誌「戸山サンライズ」をご愛読いただ き誠にありがとうございます。

木々の緑も日々深みを増し、さわやかな季節に なってきました。菖蒲の花もぽつぽつと顔を出し、 初夏の兆しを感じます。

発行が遅れ、すでにサムライブルーのワールド カップ。パラリンピックに続き、選手の活躍に期待 したいですね。日本の命運はいかに!?

(西田)

